

ふじみ野市立西小学校P T A規約



「外側の山は富士山」

無限の可能性を持つ子ども達の高い理想と目標を表現しています。

「西小を囲む二重丸」

「ク」の字が複数で「福」を表現しています。

「とがった三角状」

外に向かったの前身と発展を象徴しています。



ふじみ野市立西小学校P T Aの個人情報保護への取組みについて

個人情報は、ふじみ野市立西小学校P T A（以下、「本会」とする。）が目的及び活動を継続する上で、最も大切な資産の一つであることを認識し、個人情報の有用性に配慮して個人の権利、利益を保護していくために、個人情報の適正な取扱いを行うことが、本会の社会的責任であると考えております。

本会は、「個人情報保護方針」を次のとおり定めるとともに「個人情報保護規程」を策定し、個人情報の適正な取扱いができるよう、その管理を徹底してまいります。

個人情報保護方針

1. 本会は、事業の範囲内でのみ、適切な個人情報の取得、利用および提供を行い、特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取り扱いを行いません。これを役員・委員に徹底すると共に、それが守られるような措置を講じます。
2. 本会は、個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失又はき損に対し、適切な予防策ならびに是正策を講じます。
3. 本会は、お預かりした個人情報に対して、その取扱いにおけるご本人からの相談や苦情には、適切に、かつ迅速に対応します。
4. 本会は、役員・委員が個人情報保護の重要性を理解し、適正な取扱方法を実施できるよう教育、啓発を徹底します。
5. 本会は、個人情報保護に関する法令、政令、条例、国が定める指針、その他の規範を遵守します。
6. 本会は、上記の措置を講じるための個人情報保護規程を策定し、これを遵守すると共に、社会環境などに照らして見直しを行い、継続して改善に努めます。

制定日 令和2年4月20日

ふじみ野市立西小学校P T A

個人情報の取扱いに関するお問い合わせは、
電話：049-261-1200までお願いします。

個人情報保護規程

(目的)

第1条 本規程は、ふじみ野市立西小学校PTA（以下、「本会」とする。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利、利益を保護することを目的に、PTA会員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」とする。）の取扱いについて、本会規約第4章第5条に基づき定めるものである。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、本部役員、学級代表、各委員会代表及び選挙管理委員会、推薦委員会の各委員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用目的)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理等の連絡
- (2) 文書等の送付
- (3) 本部役員・各委員・会員等の名簿作成
- (4) 各委員選出、代表者選出、役員候補者選出及び連絡
- (5) その他、PTA活動実施のため

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規程により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者が金庫にて保管する。名簿等は管理者及び取扱者が適正に管理する。不要となった個人情報及び名簿は管理者立会いのもと、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又は、その委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者(前条各号の場合及び埼玉県、ふじみ野市等を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者(第11条各号の場合及び埼玉県、ふじみ野市等を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に基づいてこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、管理者であるPTA会長へ直ちに報告する。

(啓発)

第16条 本会は、個人情報データベースの取扱者に対して、個人情報の取扱いに関する留意事項について、適宜啓発を実施するものとする。

(相談及び苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する相談及び苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第18条 本規程の改正は、西小学校PTA総会において実施する。

附則

本規程は、令和2年4月20日より施行する。

ふじみ野市立西小学校PTA規約

【第1章 名称及び事務局】

第1条 本会は、ふじみ野市立西小学校PTAといい、事務局をふじみ野市立西小学校に置く。

2 本会の設立年月日は、昭和44年5月31日とする。

【第2章 目的及び活動】

第2条 本会は、会員が協力して学校、家庭及び地域社会において、児童の健全な成長を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) よりよい保護者、教職員になるよう努める。
- (2) 学校と家庭の関係を一層緊密にし、保護者と教職員の連携を図る。
- (3) 児童の社会生活における指導に努める。
- (4) 会員相互の親睦を図り、教育に対する理解を深める。
- (5) 教育環境及び教育施設の整備に努める。
- (6) その他本会の目的を遂げるために必要な事項を行う。

【第3章 方針】

第4条 本会は、政治又は宗教に偏ることなく又営利を目的とする行為をしない。

【第4章 個人情報の取り扱い】

第5条 本会の活動を推進するために必要とされる、個人情報の取得や利用、管理については別に定める「個人情報保護方針」及び「個人情報保護規程」にて適正に運用するものとする。

【第5章 会員】

第6条 会員になることのできる者は、本校児童保護者（P）及び教職員（T）とする。

第7条 会員は、会費を納めるものとする。

第8条 会員は、本規約の定めるところにより、全て平等の権利と義務を有する。

【第6章 会計】

第9条 本会の活動に必要な経費は、会費、寄付金その他の収入によって賄う。

第10条 寄付を求めるときは総会の承認を必要とし、自発的寄付を受けるときは運営委員会の承認を必要とする。

第11条 会費は、月額200円とする。

第12条 本会の会計年度は、4月1日から3月31日までとする。

【第7章 役員】

第13条 本会の本部役員は、次のとおりである。

- (1) 会長1名【P】
- (2) 副会長5名【P4名、T1名】
- (3) 書記3名【P2名、T1名】
- (4) 会計3名【P2名、T1名】

2 本部役員は、他の役員、会計監査委員及び選挙管理委員を兼ねることができない。

3 本部役員は、運営委員会の承認を得て必要に応じて増員できる。

第14条 本部役員は、総会において承認を受ける。

2 本部役員に欠員が生じたときは、運営委員会が補充する。この場合における任期は、前任者の残任期間とする。

第15条 本部役員の役務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を総括し、総会及び運営委員会を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代行する。
- (3) 書記は、総会及び運営委員会の決定に基づいて会の実務を統括し処理する。
- (4) 会計は、予算に基づいて一切の会計事務をつかさどる。

【第8章 会計監査委員】

第16条 本会の会計監査をするため、2名の監査委員を置く。

- (1) 会計監査委員は、総会において選挙する。
- (2) 会計監査委員に欠員が生じたときは、運営委員会が補充する。この場合における任期は、前任者の残任期間とする。

第17条 会計監査委員は、その年度の会計を監査し、その結果を総会で報告する。また、必要に応じて随時会計を監査することができる。

【第9章 総会】

第18条 総会は、本会の最高議決機関であり全会員をもって構成する。

第19条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年4月に開催し、次の事項を審議決定する。

- (1) 前年度の活動報告の承認
- (2) 前年度の会計報告の承認
- (3) 新年度の活動方針の決定
- (4) 新年度の予算の決定
- (5) 本部役員及び会計監査委員の選出及び承認

3 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、又は会員の10分の1以上の要求があったときは、会長がこれを招集する。

第20条 総会は、会員の5分の1以上の出席をもって成立する。

2 会員が書簡をもって他の会員に委任したときは、委任した会員は、出席したものとする。

3 前項の規定により出席した会員は、議決権を持たない。

【第10章 運営委員会】

第21条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、運営委員をもって構成する。

第22条 運営委員会は、本部役員、学級代表及び専門委員代表をもって構成する。

第23条 運営委員会は、年6回開催する。

2 臨時運営委員会は、会長がこれを招集できる。

【第11章 学級代表】

第24条 各学級に学級代表を2名置く。

第25条 学級代表の役務は、次のとおりである。

(1) 学級と家庭の密接な連携を図る。

(2) 学級の運営に対して積極的に協力援助する。

(3) 運営委員会と会員の意思疎通を図り、学級PTAの運営を円滑にする。

【第12章 専門委員会】

第26条 校外指導委員会の委員の選出方法は、別途細則で定める。

2 各専門委員会の代表者は、委員の互選により選出する。

3 各代表者は、各専門委員会を招集し運営の責任を負う。

4 各委員会の代表者は、運営委員会に出席する。

【第13章 選挙及び選挙管理委員会】

第27条 本部役員及び会計監査委員の選挙に関する事務を処理するために選挙管理委員会を設ける。

2 選挙管理委員会は、運営委員会の承認を得て会長がこれを設ける。

第28条 選挙管理委員会は6年の学級代表とTからの委員をもって構成し互選により正副委員長を選出する。

2 選挙管理委員の任期は、選挙事務を終えたときとする。

第29条 選挙管理委員会は、立候補者が定数に満たない場合、運営委員会に推薦委員会（臨時委員会）の設置を依頼できる。

第30条 選挙及び選挙管理委員会の細則は、別途定める。

【第14章 臨時委員会】

第31条 運営委員会が必要と認めたときは、臨時委員会を設けることができる。

- 2 臨時委員会の委員は、運営委員会の承認を得て、会長がこれを委託する。
- 3 臨時委員会は、互選により委員代表を選出する。
- 4 委員会代表は、臨時委員会が設置されている運営委員会に出席して活動を報告する。

【第15章 通則】

第32条 各会議は、別に定める場合を除いて構成人員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数の同意を得て議決する。

第33条 本部役員その他の委員の任期は、選挙管理委員及び臨時委員を除き1年とし、再任を妨げない。ただし、最長3年までとする。

【第16章 慶弔見舞金】

第34条 会員の慶弔見舞金については、別に定めるところにより支出する。

【第17章 規約の改正】

第35条 本規約は、総会で3分の2以上の賛成があれば改正することができる。

- 2 規約の改正案は、少なくとも総会の1週間前までに会員に伝えなければならない。

【第18章 細則規定】

第36条 本会の運営に関し必要ある場合は、総会の承認を得て細則を定めることができる。

【附則】

本規約は、昭和44年5月31日から施行する。

- 一部改正 昭和45年4月25日
- 一部改正 昭和46年4月17日
- 一部改正 昭和47年4月22日
- 一部改正 昭和48年4月28日
- 一部改正 昭和51年4月24日
- 一部改正 昭和52年4月23日
- 一部改正 昭和54年4月21日
- 一部改正 昭和55年4月26日
- 一部改正 昭和57年4月24日
- 一部改正 昭和58年4月23日
- 一部改正 昭和59年4月21日
- 一部改正 昭和61年4月19日
- 一部改正 昭和63年4月23日
- 一部改正 平成2年4月27日
- 一部改正 平成3年4月25日
- 一部改正 平成4年4月23日
- 一部改正 平成6年4月30日
- 一部改正 平成11年4月30日
- 一部改正 平成15年4月22日
- 一部改正 平成18年4月1日
- 一部改正 平成19年4月27日
- 一部改正 平成20年4月1日
- 一部改正 平成23年4月1日
- 一部改正 平成26年4月1日
- 一部改正 平成29年4月24日
- 一部改正 平成30年4月23日
- 一部改正 令和2年4月20日

選挙及び選挙管理委員会に関する細則

(目的)

第1条 本細則は、PTA規約第13章に基づき本部役員及び会計監査委員の選出方法について定める。

(選挙公示の方法)

第2条 選挙管理委員会は、本部役員及び会計監査委員の選出につき、選挙日の8週間前までに文書をもって全会員に公示する。

(立候補者の資格及び立候補の方法)

第3条 立候補者の資格を有する者は、本会会員とする。ただし、T会員については学校に一任し総会で承認を得る。

2 立候補者は立候補届を所定の用紙により、定められた期間内に選挙管理委員会に提出しなければならない。

(推薦方法)

第4条 推薦方法は、次のとおりとする。

- (1) 全会員に速やかに推薦届用紙を配布する。
- (2) 推薦は、無記名とし、複数も可とする。
- (3) 推薦したい会員がいない場合は、白紙で提出する。
- (4) 推薦届用紙は、封印して所定の期間内に推薦委員会に提出するものとする。
- (5) 推薦された会員全員にその旨を通知する。

(推薦立候補者)

第5条 選挙管理委員会は、会員が他の会員から推薦され、かつ、その推薦された会員が立候補することについて同意した場合に限り、その会員を候補者に加えることができる。

(承認)

第6条 立候補者が定数を満たした場合であっても総会において出席会員の過半数の承認を得なければならない。

2 総会で出席会員の過半数の承認が得られない場合は、所定の手続きに従い速やかに臨時総会を開かなければならない。

(選挙の方法)

第7条 本部役員の選挙は、総会における直接選挙を原則とする。

- 2 選挙管理委員会は、候補者の紹介、立候補の目的及び推薦者の推薦理由を総会前日までに文書をもって会員に配布しなければならない。
- 3 投票は、無記名とする。
- 4 選挙管理委員会は、定数を確認のうえ、所定の投票用紙を総会当日の出席会員に配付する。

(開票立会人)

第8条 開票立会人は、総会書記とする。

慶弔規程

1 慶祝（教職員）

- (1) 結婚祝金 3,000 円
- (2) 出産祝金 3,000 円（本人とその配偶者）
- (3) 転任餞別 3,000 円

※校長は運営委員会にて決める

2 弔慰

- 死亡 会員及び配偶者 5,000 円
- 児童 5,000 円

3 見舞

- (1) 傷病見舞 教職員 入院又は自宅療養1ヶ月以上欠勤を要する場合 3,000 円
児童 疾病のため1ヶ月以上続けて欠席を要する場合 3,000 円
- (2) 罹災見舞 全焼・半焼壊 5,000 円

4 他団体への祝儀

- (1) P T A 上部機関及び市内 P T A 行事 3,000 円
- (2) 学校行事（入学・卒業式・創立記念行事） 3,000 円

☆1・2・3は校務員を含む

会費集金に関する細則

第1条 学級代表が学級ごとに年1回集金し、会計に引き継ぐ。

第2条 会費集金袋を各人に用意し、学級ごとの集金簿を記し集金状況を明らかにする。

第3条 集金は、世帯単位とし、2人以上在籍する場合下学年の児童に持たせる。

第4条 途中転校の場合は、月額で返金し、転入の場合も月額で徴収する。

第5条 会計は、次の事務を行う。

- (1) 在籍確認と加除
- (2) 集金に関し学校側と事務連絡
- (3) 学級代表の招集と集金に伴う準備
- (4) その他運営に関し責任と管理

校外指導委員会に関する細則

第1条 校外指導委員は、学校、PTA又は子供会育成会によって決められたブロック毎に1名ずつ選出する。

第2条 校外指導委員は、地区毎に代表者を互選する。

第3条 校外指導委員会は、地域関連団体と協力して校外指導活動にあたる。

西小学校 P T A 組織図



